

京都大学サマーデザインスクール実施要領

1. 主旨

- ・ 京都大学はデザイン学大学院連携プログラム（以下、デザイン学プログラムという。）およびデザイン学コースを中心とするデザイン学の問題発見型学習・問題解決型学習（以下、問題発見型・解決型学習という。）を大学内外に開放し、産学官公民の実践型教育と共創の場とする。

2. 運営

- ・ サマーデザインスクールは毎年 9 月頃に 3 日間の日程で開催する。
- ・ サマーデザインスクールの全ての参加者は、自らの意志で参加するものとする。参加への過度の助言、動員などは行わない。
- ・ 問題発見型・解決型学習の課題は、主催・共催団体に所属する教員、並びに京都大学デザインイノベーションコンソーシアム（以下、コンソーシアムという。）の会員組織から受け入れる。上記に限らず、実行委員長の判断により、適宜課題を受け入れる。
- ・ 主催・共催団体に所属する者の実施料は、原則無料とする。コンソーシアムの会員組織に所属する者、およびそれ以外の者に関しては、主催者は課題提供者の所属機関から実施料を徴収する場合があります、年度ごとに決定する。課題に特有の別途必要となる費用は、原則として課題提供者の所属機関が負担する。
- ・ 課題解決のための活動（以下、テーマワークという。）への参加は、デザイン学プログラム、およびデザイン学コースの履修生に限らず、主催・共催団体に所属する学生、並びにコンソーシアムの会員組織の構成員を受け入れる。上記に限らず、実行委員長の判断により、適宜参加者を受け入れる。主催者は参加者から参加費等を徴収する場合があります、年度ごとに決定する。
- ・ テーマワークの過程で新規に生じたアイディア（特許権の対象となる発明及び実用新案権の対象となる考案並びにこれらを構成するものをいい、意匠権の対象となる意匠の創作を除く。）については、共創の場としての性格上、既に産業財産権が出願されているものを除き、公知のものとして扱い、その活用は自由とする。なお、テーマワークで新規に創作された意匠に係る意匠登録を受ける権利については、当該テーマの参加者に等しく帰属するものとし、参加者の所属機関、実施者、実施者の所属機関には帰属しないものとする。
- ・ テーマワークの実施のために必要となる既存の知財・研究成果・データ等は、課題提供者から参加者に予め明示する。ただし、当該知財・研究成果・データ等に関する NDA を参加者に求めることはしない。
- ・ テーマワークの実施において機密情報を扱わないものとする。機密情報の漏えいに関して、主催者は一切責任を負わない。

- ・ テーマワークの結果は、サマーデザインスクールの発表会、主催・共催団体の Web・ニューズレター・各種展示等を通じて公開する。
- ・ 課題提供者や課題提供者の所属機関は、テーマワークの参加者に対して、当該年度のテーマワークの実施に係らない連絡を、サマーデザインスクールの名を用いて行ってはならない。
- ・ 問題発見型・解決型学習に関する上記の方針は、課題募集、参加者募集の際に周知確認する。

3. サマーデザインスクール実行委員会

- ・ 主催・共催団体の代表を中心に実行委員会を構成する。京都大学はデザイン学プログラムの他、プログラム参画 4 部局（情報学研究科、工学研究科、教育学研究科、経営管理大学院）と学術情報メディアセンターが、京都市立芸術大学は美術研究科が、さらに京都大学デザインイノベーションコンソーシアムが参加する。その他、サマーデザインスクールの前年度実行委員長、京都大学の教員有志が参加する。
- ・ 実行委員長は、委員の互選により選任する。
- ・ 実行委員会は以下を審議する。
 - 主催・共催団体とその役割に関すること
 - 費用、知財、保険、広報に関すること
 - 併設イベントに関すること
 - 実施要領、並びにサマーデザインスクールの枠組みに関すること
 - その他、当該年度のサマーデザインスクールの実施に関すること
- ・ 実行委員会の事務局は別途設ける。

4. 併設イベント

- ・ 実行委員会は、併設イベントの参加者がサマーデザインスクールを見学できるよう配慮する。

5. 実施要領の変更

- ・ この実施要領の変更は、実行委員会の議決を経て行う。

（改定履歴）

2013 年 5 月 31 日 サマーデザインスクール運営委員会にて策定

2013 年 9 月 27 日改定

2014 年 4 月 30 日改定

2015 年 4 月 1 日改定

2016 年 3 月 31 日改定

2017 年 4 月 18 日改定

2024 年 4 月 16 日 サマーデザインスクール実行委員会にて改定